伊予市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱

令和 6 年 9 月 27 日
伊予市告示第 203 号

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、がんの治療に伴う外見の変化による患者の心理的及び経済的な負担を軽減し、療養生活の質の向上と社会参加の促進を図るため、がん患者のウィッグ及び乳房補整具（以下「アピアランスケア用品」という。）の購入費の一部に対し、伊予市がん患者アピアランスケア支援事業助成金を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第 2 条　助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　第 5 条の規定により申請をする日において市内に住民票を有すること。

⑵　がんと診断され、かつ、当該がんにつき、次に掲げる治療のいずれかを現に受け、又は過去に受けていること。

ア　副作用により脱毛が生じる治療（抗がん剤治療、放射線治療等）

イ　手術により乳房を切除する治療

⑶　申請するアピアランスケア用品に係る購入費用について、国、他の地方公共団体等から同種の助成を受けていないこと。

（助成対象経費）

第 3 条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が前条第 2 号に規定する治療に伴う外見上の変化を補うために自ら使用するアピアランスケア用品であって、次の表のとおりとする。

区分	助成対象経費
ウィッグ	ウィッグ本体(ウィッグの装着時に皮膚を保護するために必要なネット、部分ウィッグ及び毛付き帽子を含む。）の購入費。ただし、本体に含まれない附属品、ケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等)、送料等を除く。

乳房補整具	乳房の形を補整するための下着(下着に装着して使用するパッドを含む。）及び人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）の購入費。ただし、送料等を除く。

（助成金の額及び交付回数）

第４条　助成金の額は、前条の表の区分ごとに、助成対象経費の２分の１に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

⑴　ウィッグ　３万円

⑵　乳房補整具　３万円

２　助成金の交付は、前項各号に掲げる区分につき１人１回までとする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アピアランスケア用品を購入した日の翌日から起算して１年以内に、伊予市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第１号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　アピアランスケア用品を購入した日付、金額等を証する書類

⑵　ウィッグを購入した者にあっては、副作用により脱毛が生じるがんの治療（抗がん剤治療、放射線治療等）を受けたことを証する書類

⑶　乳房補整具を購入した者にあっては、手術により乳房を切除するがんの治療を受けたことを証する書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について速やかに審査し、助成の可否を決定するものとする。

２　市長は前項の規定により助成金を交付すると決定したときは、申請者に対し、伊予市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　市長は､第１項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し､伊予市がん患者アピアランスケア支援事業助成金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第 7 条　市長は、前条第 2 項の規定による通知をしたときは、当該交付の決定を受けた申請者に対し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第 8 条　市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に交付された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 9 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に購入したアピアランスケア用品について適用する。